平成２９年（フ）第６号
茨城県龍ケ崎市城ノ内４丁目８番地１　アスティオス201号室
債務者　市原　庸誠
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
長野県東筑摩郡山形村7183番地１
債務者　滝澤　慶子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１２号
宮城県大崎市古川大幡字月蔵175番地５　セフィロスＢ棟
債務者　氏家　優衣
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
宮城県加美郡加美町字町裏417番地１
債務者　今野　幸男
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第５号
山梨県富士吉田市松山３丁目６番１号　萱沼ハイツ301
債務者　吉村　　翔
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
山梨県大月市賑岡町強瀬1848番地　市営石動団地　Ｂ―301号
債務者　清水　泰子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
兵庫県豊岡市中陰534番地の７、前住所兵庫県美方郡新温泉町浜坂1819番地の１
債務者　服部　光彦
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
岐阜県各務原市鵜沼朝日町２丁目10番地３（ドルチェ各務原Ｅ―６）
債務者　横家　勁子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１８号
静岡県富士宮市小泉1247番地の１　アイム２番館202、前住所静岡県静岡市駿河区中島3185番地の３　スカイシティⅠ　102号
債務者　太田　周子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１１２号
愛知県春日井市東野町10丁目11番地15
債務者　坂本　　雅
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１号
北海道小樽市緑１丁目24番13号　みどりヒルⅡ101、前住所北海道小樽市若松１丁目４番26号　シルバーコーポ１Ａ
債務者　西川眞知子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第７号
宮城県気仙沼市赤岩五駄鱈60番地10　コスモピアエクセル102号
債務者　小野寺隆一
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第３２５号
金沢市額新保１丁目１番地１　県営住宅１棟32号
債務者　浦辻　結喜
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８号
金沢市忠縄町380　金沢湖南苑東１―10、住民票上の住所金沢市鳴瀬元町ロ74番地
債務者　新保　真次
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１号
金沢市山科２丁目13番23号　ボン・シャンテ203号、従前の住所金沢市保古３丁目115番地（従前々の住所）石川県白山市明島町西103番地１
債務者　三谷美由樹
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４０号
金沢市矢木３丁目218番地　県営住宅２棟22号、従前の住所石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘３丁目152番地１
債務者　東　　純子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
金沢地方裁判所民事部